

答申乙第 25 号（諮問乙第 27 号事案）

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 年 月 日請求者年休，同年同月 日請求者病気休暇は，許可承認を受けたのか否か，また受けたとすればいつの期日でだれが承認を行ったかが分かる文書全て。もし欠勤であればその欠勤の認定がなされた期日と認定した責任者氏名の分かる文書全て」及び「 センター欠席簿には不許可のまま嚴重注意を行い懲戒 を行っていたが，この不許可の欠席簿公文書（ 町教育委員会の報告送付文書）」という個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し，宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成 19 年宮城県条例第 17 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し，宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が，平成 18 年 5 月 1 日付け教第 44 号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

宮城県教育委員会に，年休病気休暇を承認した記録物がある。出勤簿や欠席簿である。また センターから 町教育委員会に報告した報告書にも記載されている。ないことは有り得ない。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

本件開示請求のうち前段の請求について，県費負担教職員の年次有給休暇の受理，病気休暇・特別休暇の承認は，県条例等に基づき所属する 町教育委員会（所属校長含む。）が行うものとされており，実施機関において承認する

ものではないため、いつ誰が承認したか分かる文書は存在しなかった。また欠勤についても服務監督権者である 町教育委員会が判断するものであり、その期日や責任者氏名の分かる文書はなかった。本件開示請求のうち後段の請求について、異議申立人は異議申立書の中で出勤簿や欠席簿が承認した記録物であると主張しているが、これらには承認権者である 町教育委員会の決裁などなく、年次有給休暇等を承認した記録物とはいえ、あくまで研修機関での出勤状況等の管理帳簿にとどまるものであり、「不許可の欠席簿公文書」という請求内容を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、「平成 年 月 日請求者年休、同年同月 日請求者病気休暇は、許可承認を受けたのか否か、また受けたとすればいつの期日でだれが承認を行ったかが分かる文書全て。もし欠勤であればその欠勤の認定がなされた期日と認定した責任者氏名の分かる文書全て」及び「 センター欠席簿には不許可のまま厳重注意を行い懲戒 を行っていたが、この不許可の欠席簿公文書（ 町教育委員会の報告送付文書）」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関から当審査会へ提出された不存在決定理由説明書によれば、異議申立人は異議申立書の中で出勤簿や欠席簿が承認した記録物であると主張しているが、これらには承認権者である 町教育委員会の決裁などはなく、年次有給休暇等を承認した記録物とはいえ、あくまで研修機関での出勤状況等の管

理帳簿にとどまるものとのことであった。

これらのことを踏まえ、審査会において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 8 号）を確認したところ、病気休暇の承認等は、県費負担教職員に関しては、当該職員が所属する市町村教育委員会が行うものとなっており、実施機関が承認等を行うものではないことから、実施機関が不承認した記録物、欠席簿等といったものは存在しないものである。

さらに、実施機関は、 町教育委員会から病気休暇承認等に関する報告送付文書はなく、また報告すべき規定もないため、請求内容を満たす個人情報は存在しないと説明することから、審査会において、平成 年当時の宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱を確認したところ、年次有給休暇、特別休暇等を派遣元の長が承認等を行った場合に、 センター等に文書で報告すべき旨の規定等は確認できなかったものである。

加えて、実施機関から、平成 年当時の異議申立人に係る派遣元の 町教育委員会から実施機関への報告文書等が編てつされたファイルの提出を受け、当審査会においてファイルを確認したものの、請求内容を満たす文書は、確認できなかったものである。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第 5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18. 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第 27 号)
19. 5 . 21	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19. 5 . 23 (第 108 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6 . 28 (第 109 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 8 . 29 (第 111 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9 . 20 (第 112 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 10 . 15 (第 113 回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答申乙第 26 号（諮問乙第 28 号事案）

答 申

第 1 審査会の結論

「 月 日の異議申立人が 主事に受けたとする 事件は、「実際には主事が部屋の外に だけのことである」という異議申立人の情報が、平成 年 7 月 8 日以前に確かに誤りのない異議申立人の事実であると判断した証拠証言となる全ての文書」という個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成 19 年宮城県条例第 17 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 18 年 5 月 1 日付け教第 62 号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分は不当である。 センターから 町教育委員会に報告した報告書にも記載されている。 事件の被害者である異議申立人が、 であると宮城県教育委員会が公文書で断言した文書である。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、先に自身が部分開示を受けた平成 年 7 月 8 日付け起案の第 号「長期特別研修状況報告(第 1 期)について」（以下「 センター報告文書」という。）を元に本件開示請求を行っており、この記録が事実であると判断した証拠を求めているものである。

実施機関において本件に関係する文書を探索したところ、主事に行ったことについて、センターから事故報告（第号）が提出されており、この中に当時の状況を目撃した職員等が平成年月日、日に作成した証言書が添付されている。

しかし、当該事故報告は平成7年7月29日付けであるため、この証言書を請求の趣旨である「7月8日以前にこれらの証言を確かに誤りのない請求者事実であると判断した証言証拠」とは特定できなかった。このほかに該当する個人情報は見当たらなかったため、請求内容を満たすような個人情報は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が「月日の異議申立人が主事に受けたとする事件は、「実際には主事が部屋の外にだけのことである」という異議申立人の情報が、平成7年7月8日以前に確かに誤りのない異議申立人の事実であると判断した証拠証言となる全ての文書」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関から当審査会へ提出された不存在決定理由説明書によれば、異議申立人の請求内容の一部が、センター報告文書に記載されており、その記録が事実であると判断した証拠を異議申立人が求めているものであり、請求内容を満たすような個人情報は存在しないことから、本件処分を行ったとのことであった。

このことを踏まえ、審査会において、センター報告文書の作成根拠とな

る平成 年当時の「宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱」を確認したところ、研修状況等の報告に関し第 16 において、「担当センターの所長は、長期特別研修教員及び当該教員の長期特別研修の状況等を様式 4 により派遣元の長あて報告するものとする。なお、重要又は緊急の事項は、その都度報告しなければならない。」と規定されており、センター報告文書は、様式 4 に基づいて作成されていると認められた。さらに、当該要綱を確認したものの、報告文書を作成する際、その記載の根拠となるべき証言証拠文書を備えるべき旨の規定等は、確認できなかったものである。

加えて、実施機関から、平成 年当時の異議申立人に係る センターから派遣元の 町教育委員会への研修報告を行った報告書等が編てつされたファイルの提出を受け、当審査会においてファイルを確認したものの、センター報告文書に記載された異議申立人の行為の証拠証言となる文書は確認できなかったものであり、平成 年 7 月 29 日付けの事故報告書についても、実施機関の説明するとおりであった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第 5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第 28 号)
19 . 5 . 21	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 5 . 23 (第 108 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 6 . 28 (第 109 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 8 . 29 (第 111 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 9 . 20 (第 112 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 10 . 15 (第 113 回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答申乙第 27 号（諮問乙第 29 号事案）

答 申

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成18年5月1日付け教第52号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

処分は不当である。書いてある文書は に送付されていた。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、先に自身が部分開示を受けた平成 年 月 日付け起案のセンター報告文書（第 号長期特別研修状況報告（第1期）について）を元に本件開示請求を行っており、この記載内容に関して懲戒 を行った行為が正当であるとする証拠を求めているものである。

しかし、異議申立人が主張するように、診断書の期限が切れているため病気休暇申請が であることを懲戒 の理由とはしておらず、請求は事実と異なる内容となっており、異議申立人の請求理由を前提とした文書は存在しないため、請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり，個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈，運用されなければならない。

審査会は，この原則開示の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は，別紙に掲げる文書に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は，異議申立人が主張するように，診断書の期限が切れているため病気休暇申請が であることを懲戒 の理由とはしておらず，請求は事実と異なる内容となっており，異議申立人の請求理由を前提とした文書は存在しないため，請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものであると主張する。

このことを踏まえ，審査会において実施機関から懲戒処分関係文書が編てつされたファイルの提示を受け，その内容を確認したところ，異議申立人の懲戒処分事由は， こと， こと及び ことであり，異議申立人が主張するように「診断書の期限が切れている場合に 理由であるとして懲戒 を行った」ものではないと認められる。

また，念のため実施機関から提示された懲戒処分関係文書が編てつされたファイルを確認したものの，請求内容を満たす文書は，確認できなかったものである。

したがって，本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には，特段不自然・不合理な点はなく，首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり，本件対象個人情報につき，これを保有していないとして行った

本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別紙

「 請求者は、 研修中の 月 日に、病気治療のために病気休暇をとったところ、 長は、 の理由であるとして許可をしなかった。 である理由は診断書の期限が切れていたの の理由であると記録されていた。（ 号公文書）

病気治療は医師のカルテ、診断書で証明されているにもかかわらず、診断書の期限が切れている場合に、通常の場合に診断書の追加の提出を求めることが普通の正しい行政行為であると存するが、 長以下 号公文書に記録押印を行った職員が請求者を請求 理由であるとして懲戒 処分を行った行為が故意または過失による重大人権侵害であるか否かを法に基づいて尋問を行うので、病気治療は医師のカルテ、診断書で証明されているにもかかわらず、診断書の期限が切れている場合に 理由であるとして懲戒 を行った行為が正当であるとする『証拠証言』全てを求める。」

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第29号)
19 . 7 . 12 (第110回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 8 . 24	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 9 . 20 (第112回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 10 . 15 (第113回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答申乙第 28 号（諮問乙第 30 号事案）

答 申

第 1 審査会の結論

「請求者が、 で平成 年 月 日、 日に研修校における打ち合わせで発言を求めたと記録されていた。その記録が確かに請求者行為であるとする や職員の見撃証言証拠を全て求める。（ 号文書）」及び「請求者が休みを取る際の理由が、話す相手や時間の経過によって違うとする証拠証言書全て（ 号文書）」という個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成18年5月1日付け教第51号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

処分は不当である。

個人情報が存在しない理由は、請求内容を満たすような個人情報は識別されず、作成も保有もしていないためである。

しかし、 に送付された県教委文書に記録報告されていた。（ 号文書）したがって、その文書を記録するにあたっての基礎となる調査文書や証言文書がないと、 長名で 町教育委員会に対して請求者の非違事実として報告を行いマイナス評価を行った記録を送付できない。あるはずであるので聞きただしていただくようお願い申し上げます。

なければえん罪研修記録である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、先に自身が部分開示を受けた平成 年 月 日付け起案の第 号「長期特別研修状況報告（第1期）について」（以下「センター報告文書」という。）を元に本件開示請求を行っており、この記載が事実であると判断した証拠を求めているものである。

まず、本件開示請求のうち前段の請求については、実施機関において、センター報告文書の関係書類を探索したところ、異議申立人が発言を求めたとの行為が事実であるとする証拠や証言を記録した文書はなかった。

次に、本件開示請求のうち後段の請求については、実施機関において、センター報告文書の関係書類を探索したところ、異議申立人の休暇の理由が、相手や時間経過によって違うとする証拠や証言を記録した文書はなかった。

したがって、本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、「請求者が、 で平成 年 月 日、日に研修校における打ち合わせで発言を求めたと記録されていた。その記録が確かに請求者行為であるとする や職員の目撃証言証拠を全て求める。（号文書）」及び「請求者が休みを取る際の理由が、話す相手や時間の経過によって違うとする証拠証言書全て（号文書）」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関から当審査会へ提出された不存決定理由説明書によれば、異議申立人の請求内容の一部が センター報告文書に記載されており、その記録が事実であると判断した証拠や証言を異議申立人が求めているものであり、請求内容を満たすような個人情報には存在しないことから、本件処分を行ったとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、 センター報告文書の作成根拠となる平成 年当時の「宮城県公立学校教職員長期特別研修に関する要綱」を確認したところ、研修状況等の報告に関し第16において、「担当センターの所長は、長期特別研修教員及び当該教員の長期特別研修の状況を様式4により派遣元の長あて報告するものとする。なお、重要又は緊急の事項は、その都度報告しなければならない。」と規定されており、 センター報告文書は、様式4に基づいて作成されていると認められた。さらに、当該要綱を確認したものの、報告文書を作成する際、その記載の根拠となるべき証拠や証言を備えるべき旨の規定は、確認できなかった。

加えて、実施機関から平成 年当時の異議申立人に係る センターから派遣元の 町教育委員会への研修報告を行った報告書等が編みつけられたファイルの提示を受け、その内容を確認したところ、請求内容を満たす文書は、確認できなかったものである。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第30号)
19 . 7 . 12 (第110回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 8 . 24	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 9 . 20 (第112回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 10 . 15 (第113回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成19年11月12日現在)

氏名	区分	備考
い 井 さか 坂 まさ 正 ひろ 宏	学識経験者	
お 小 の 野 けい 敬 こ 子	個人情報の保護に造詣の深い者	
さ 佐 さき 々木 よう 洋 いち 一	法律家	会長
たま 玉 やま 山 なお 直 み 美	法律家	
なる 成 せ 瀬 ゆき 幸 のり 典	学識経験者	会長職務代理者

(五十音順)